

も く じ

1 . 調査概要	1
2 . 平成18年度に設置された災害ボランティアセンター	1
3 . センター運営について	5
(1) センター開設の理由	5
(2) センター設置団体	6
(3) センター運営スタッフ	7
(4) センター運営日数	9
(5) 行政との連携	10
(6) ボランティア活動	11
4 . 運営資金について	13
(1) 設置運営に使われた資金総額	13
(2) 設置に使われた資金額	14
(3) 運営に使われた資金額	15
5 . 設置運営に使われたマニュアルについて	16
6 . 行政とボランティアセンターとの平時からの連携	18

1 . 調査概要

内閣府は、平成18年度設置された災害ボランティアセンターを対象に設置状況等について、その現状把握や課題を把握するために、アンケート調査を実施した。

実施期間	平成19年2月14日～2月27日
対 象	平成18年度設置された災害ボランティアセンター
調査方法	災害ボランティアセンターの設置・運営に関わった道・県または市・町社会福祉協議会へのアンケート（全国社会福祉協議会、センターが設置された道県社会福祉協議会の協力を得る）FAXおよび郵送による回収
回 収	23センター中23センター（100％）

2 . 平成18年度に設置された災害ボランティアセンター

設問

問1-1 災害ボランティアセンター（以下、「センター」）についてお答えください。

- ・ 県単位では、沖縄本島地方の長雨による土砂災害で「沖縄県災害ボランティアセンター」、7月の豪雨災害で「長野県災害ボランティアセンター」、「鹿児島県社会福祉協議会救援対策本部」、台風13号で「佐賀県民災害ボランティアセンター」がそれぞれ設置された。
- ・ 市町単位では、台風等の風水害、断水、竜巻災害によって、19のセンターが設置された。なお、市町に設置された災害ボランティアセンターによっては、被災地に隣接した災害ボランティアの窓口となる「サテライトセンター」が設置された。（*岡谷市等）
- ・ 11月の佐呂間竜巻災害による災害ボランティアセンターの正式名称は特につけられなかった。

平成 18 年度設置された災害ボランティアセンターを整理した。

表 1 今年度設置・運営が確認された災害ボランティアセンター一覧

	都道府県	市区町村	正式名称	災害名	活動期間
1	沖縄県	-	沖縄県災害ボランティアセンター	沖縄本島地方の長雨による土砂災害	6月19日～7月25日
2	長野県	諏訪市	諏訪市災害ボランティアセンター	平成18年7月豪雨災害	7月19日～7月28日
3	島根県	松江市	松江市社協災害救援ボランティアセンター	平成18年7月豪雨災害	7月19日～8月1日
4	長野県	箕輪町	箕輪町災害支援ボランティアセンター	平成18年7月豪雨災害	7月19日～8月3日
5	長野県	-	長野県災害ボランティアセンター	平成18年7月豪雨災害	7月19日～8月11日
6	長野県	岡谷市	岡谷市災害救援ボランティアセンター	平成18年7月豪雨災害	7月19日～8月11日
7	島根県	出雲市	出雲市災害ボランティアセンター	平成18年7月豪雨災害	7月20日～7月30日
8	長野県	下諏訪町	下諏訪町災害救災ボランティアセンター	平成18年7月豪雨災害	7月20日～8月2日
9	長野県	辰野町	辰野町災害ボランティアセンター	平成18年7月豪雨災害	7月21日～7月31日
10	鹿児島県	湧水町	湧水町豪雨災害ボランティアセンター	鹿児島県北部豪雨災害	7月23日～7月31日
11	鹿児島県	さつま町	さつま町災害ボランティアセンター	鹿児島県北部豪雨災害	7月23日～8月2日
12	鹿児島県	-	鹿児島県社会福祉協議会救援対策本部	鹿児島県北部豪雨災害	7月23日～8月8日
13	宮崎県	えびの市	災害救援ボランティアセンター	鹿児島県北部豪雨災害	7月24日～7月26日
14	鹿児島県	出水市	出水市豪雨災害ボランティアセンター	鹿児島県北部豪雨災害	7月24日～8月2日
15	鹿児島県	薩摩川内市	薩摩川内市災害ボランティアセンター	鹿児島県北部豪雨災害	7月24日～8月4日
16	鹿児島県	菱刈町	菱刈町豪雨災害ボランティアセンター	鹿児島県北部豪雨災害	7月25日～8月1日
17	鹿児島県	大口市	大口市災害ボランティアセンター	鹿児島県北部豪雨災害	7月26日～8月3日
18	広島県	呉市	くれ災害ボランティアセンター	広島県呉市・江田島市の断水災害	8月29日～9月3日
19	広島県	江田島市	えがおえだじま応援センター	広島県呉市・江田島市の断水災害	9月3日～9月29日
20	宮崎県	延岡市	延岡市災害救援ボランティア本部	台風13号	9月17日～9月20日
21	佐賀県	-	佐賀県民災害ボランティアセンター	台風13号	9月19日～9月29日
22	佐賀県	唐津市	唐津市民災害救援ボランティア現地対策本部	台風13号	9月19日～9月29日
23	北海道	佐呂間町	特になし	佐呂間竜巻災害	11月8日～11月30日

図1 災害別からみたボランティアセンターの設置数

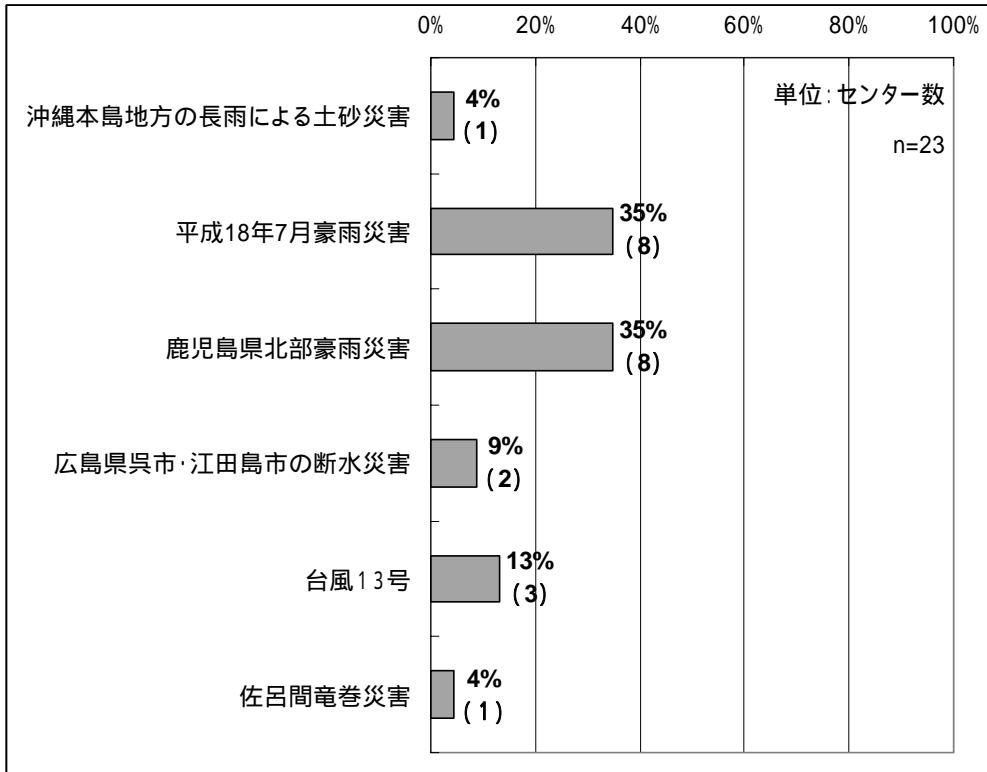


図2 災害ボランティアセンターの設置された地域

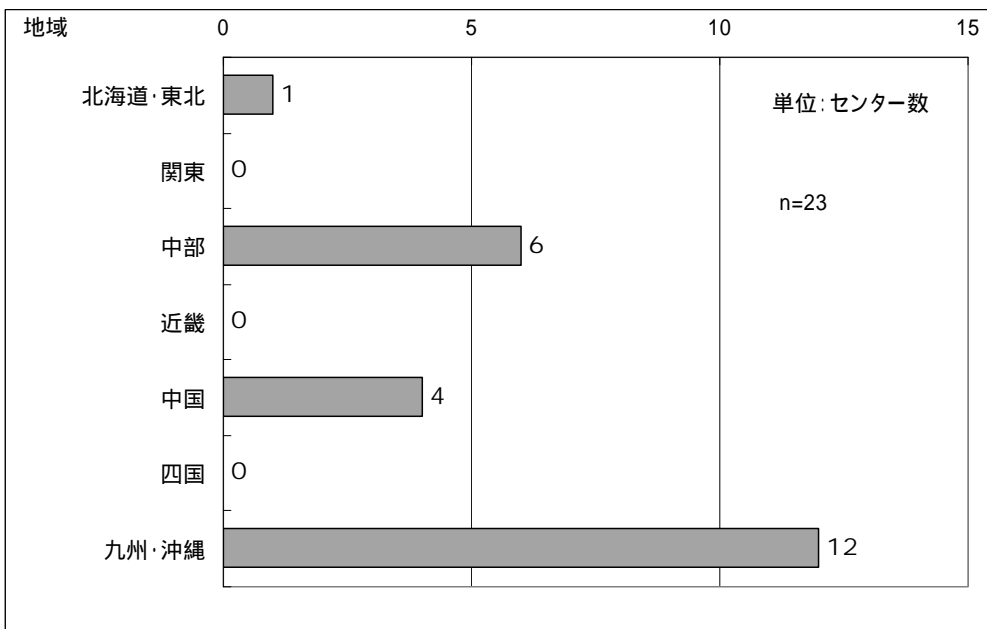


図3 災害ボランティアセンターの設置された地域



3 . センター運営について

(1) センター開設の理由

センターを設置した理由について、自由記載をまとめた(以下、社会福祉協議会を「社協」と略す)。

- ・ 「県災害ボランティアセンター設置マニュアル」に沿って。
- ・ 被災地の状況(被災規模)を調査した結果、ボランティアニーズの発生が見込まれたため。
- ・ 市災害対策本部から防災計画に基づき設置要請あり。
- ・ 被災状況から、ボランティアの力が必要と判断したため。
- ・ 行政の対策本部とあわせて。
- ・ 町内各地で大規模な土砂崩落等の災害が発生し、民家にも多大な被害が及んだ為、ボランティアの募集、派遣が必要になったので。
- ・ 社協の役割、使命。
- ・ 災害発生後、社協職員、市職員等が現地へ出向き、被害状況を把握、地域内での救援活動では復興が困難と判断したため。
- ・ 朝から降り続いた大雨が淀んだり、湖水の水位が上昇し、低い地域に水があふれてくる。帰宅時から夜にかけて通行止めがあちこちででき、市内が渋滞、家屋の浸水などがあり、災害対策会議を開き、センターを立ち上げに至る。
- ・ 行政からの要請、ボランティアからの要望。
- ・ 行政の被害状況調査による、倒壊・床上床下浸水等の被害が多く、支援が必要不可欠であった為。
- ・ 災害が大きかったため、県社協と事務局の判断による。
- ・ 災害状況から鑑み、災害ボランティアセンターの設置について市、県社協と協議し、災害ボランティアセンターを設置することにした。
- ・ 当初災害状況が把握できていなかったのが戸惑っていたが、県社協と検討し設置することにした。
- ・ 大雨災害で大規模な被害が発生した場合、どうしても集落等の地域住民での対応が難しく、特に当町は高齢化が進んでおり、被災者の多くは1人世帯や高齢者であるため、被災者の精神的不安を少しでも和らげ、一日も早い復興が出来るようにボランティアの協力、支援を求める必要があった。
- ・ 床上浸水の被害が150世帯程度と把握され、生活復旧にボランティアの支援が必要と感じ、災害対策本部との打合せにより設置を決定。
- ・ 被災地域よりボランティア派遣要請をいただいたため。
- ・ 住民からのニーズ、行政からの依頼。
- ・ もともとあるボランティアセンターが、そのまま災害ボランティアセンターとして機能したので、特別に立ち上げ、設置はしていない。
- ・ 被害状況を概ね確認したところ、被害者のニーズ等も多かったため、緊急性・必要性から社協内で協議した結果、設置することとなった。
- ・ 災害発生時に即座に対応し地域間で助け合う災害ボランティアの体制を確立するため、市町村域及び県域の関係諸機関・団体の協力を得て設立。災害時はもとより平常時の諸活動を通して、県民誰もがお互いに助け合いながら、安心して心豊かに暮らし続けることができる地域社会の実現を目指す。
- ・ 現場の状況でニーズが出てくることを予想したため。

(2) センター設置団体

- ・ センターの設置は、社協が単独で行う場合、社協とNPO、ボランティア団体、行政等が協働で設置する場合がある。
- ・ センター長はすべて社協の会長や事務局長などが担っていた。
- ・ 社協は、災害ボランティアセンターの設置、運営の担い手の一主体として定着してきている。

図4 災害ボランティアセンターの設置団体の属性

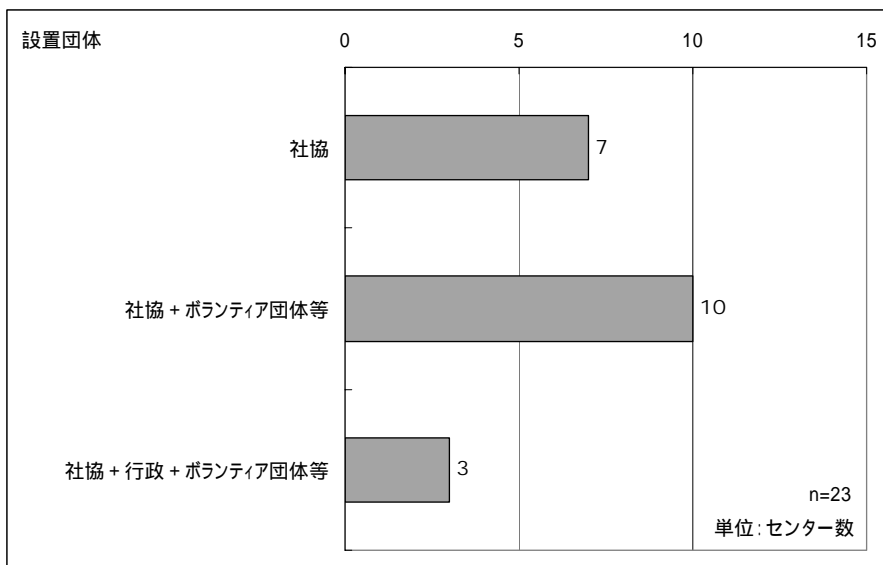
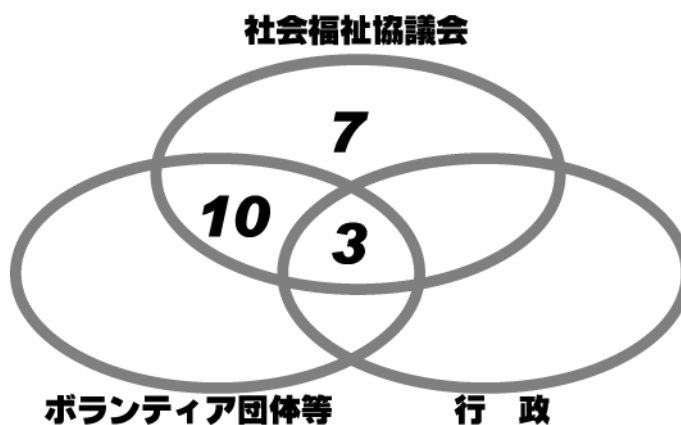


図5 災害ボランティアセンターの設置団体の属性



(3) センター運営スタッフ

- ・ スタッフ総計では、「1～9人」が最も多く、10人程度で運営していくケースが多いと考えられる。一方で50人を超えるスタッフにより運営されているケースもある。
- ・ 40人程度での運営される場合はなく、スタッフ数は多いか少人数かで二極化している。

図6 設置時のボランティアセンタースタッフ（専従スタッフとボランティアスタッフの合計）

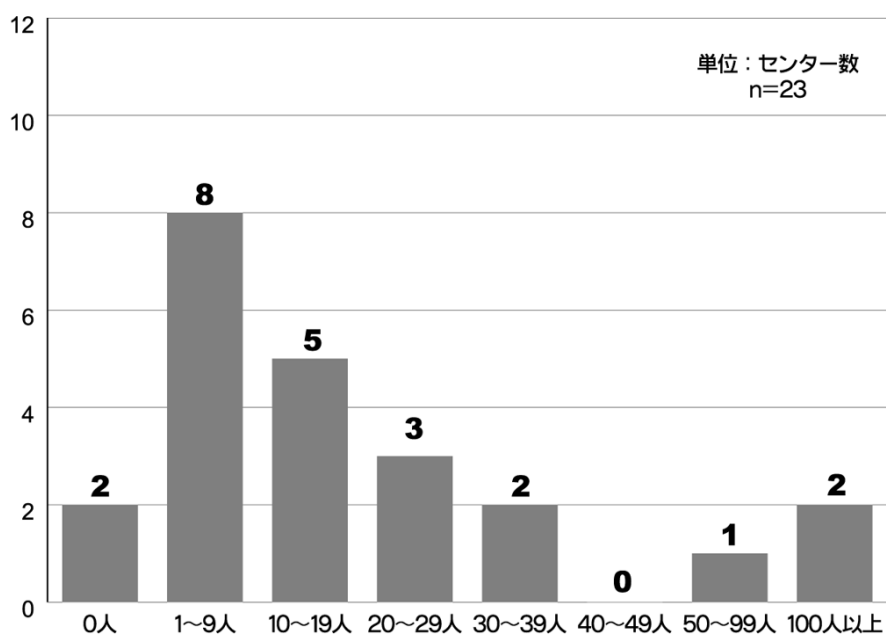


図7 最大時のボランティアセンタースタッフ（専従スタッフとボランティアスタッフの合計）

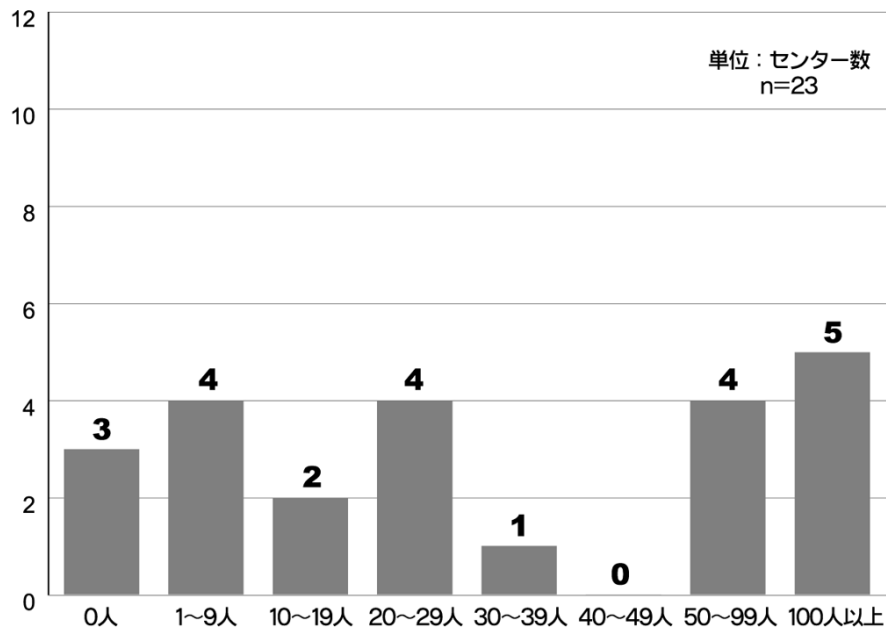
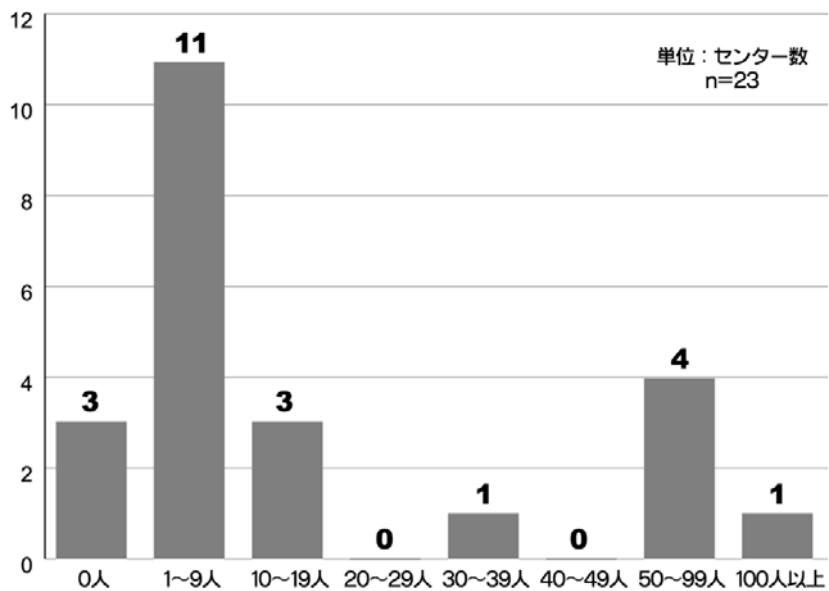
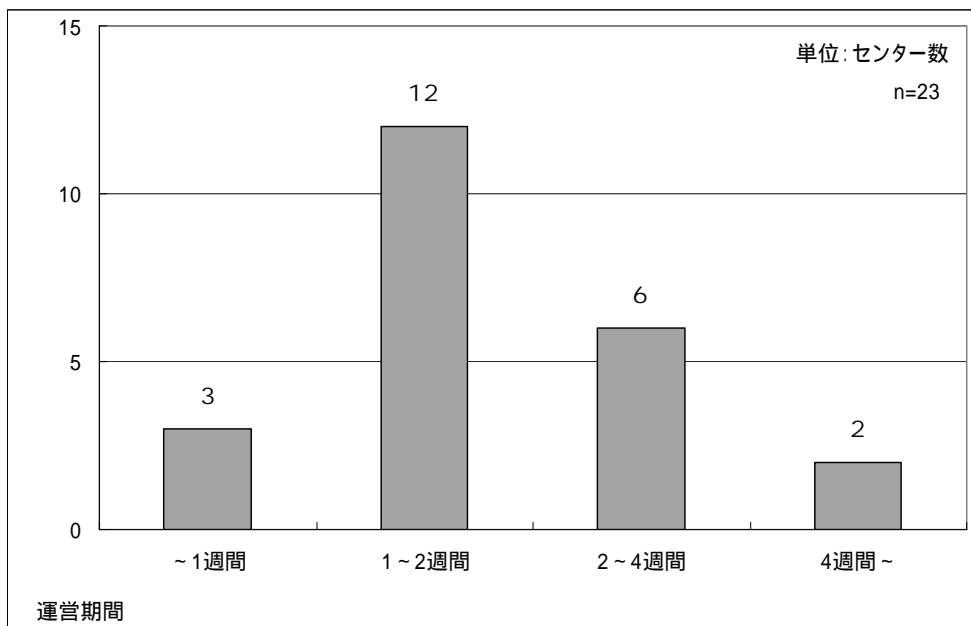


図8 閉鎖時のボランティアセンタースタッフ（専従スタッフとボランティアスタッフの合計）



(4) センター運営日数

図9 ボランティアセンターの運営日数



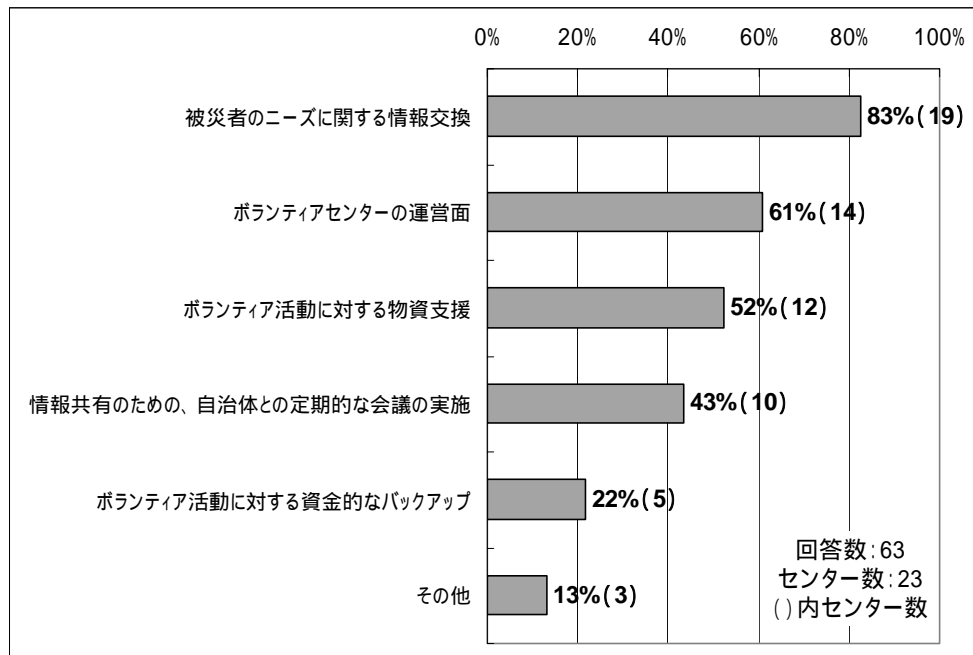
- ・ センターの運営日数は1~2週間が半数を占めている。

(5) 行政との連携

設問

問1-2 災害ボランティアセンターと自治体との連携内容について、下記の中から該当するものすべてについてお答えください。(複数回答可)

図10 行政と災害ボランティアセンターの連携内容



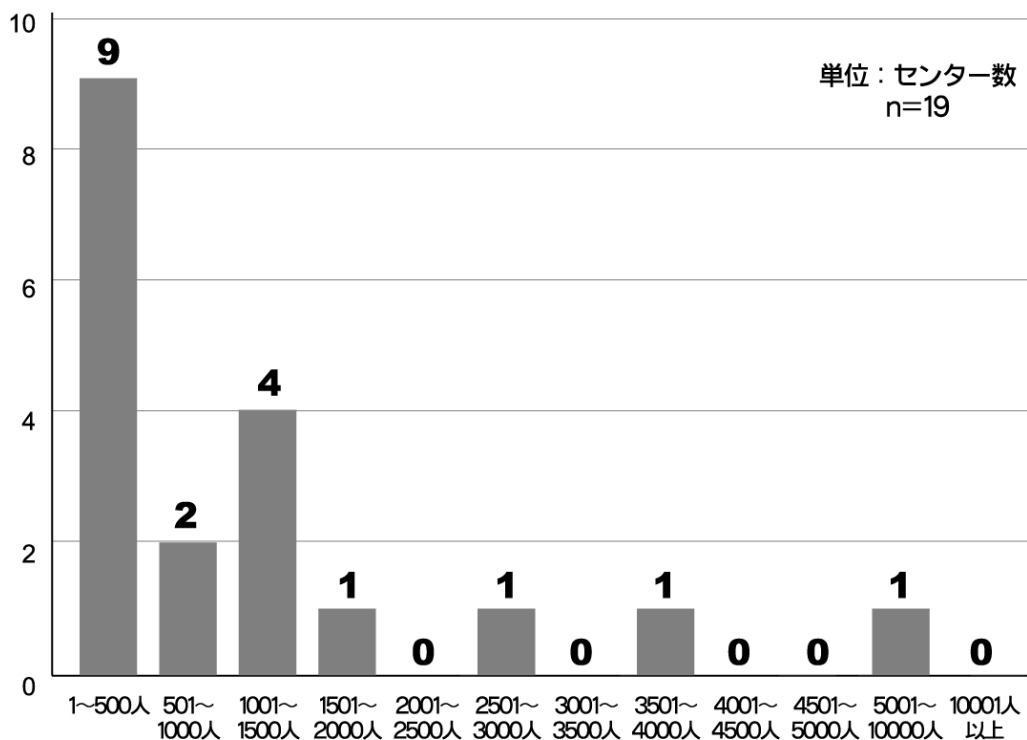
- ・ 災害時のセンターと行政との連携は、「被災者のニーズに関する情報交換」が最も多く(83%)、「ボランティアセンターの運営面(への支援)」「ボランティア活動に対する物資支援」「情報共有のための定期的な会議の実施」などを行っている場合が多い。

(6) ボランティア活動

設問

問1-3 災害ボランティアセンターを通じて活動したボランティア数や活動内容についてお答えください。

図11 ボランティアセンター受付の延べ人数



- ・ 県単位で設置した災害ボランティアセンターは、県下に設置された市町災害ボランティアセンターへの職員派遣の調整やセンター間の調整など行った。
- ・ 県単位を除く19センターの内、「1～500人」受付したセンターが9センターあった。また、1000人以上の受付をしたセンターが8センターある。
- ・ これは受付延べ人数であり、センターを通さずに活動するケースもある。

以下、ボランティアの主な活動に関する自由記述をまとめた。

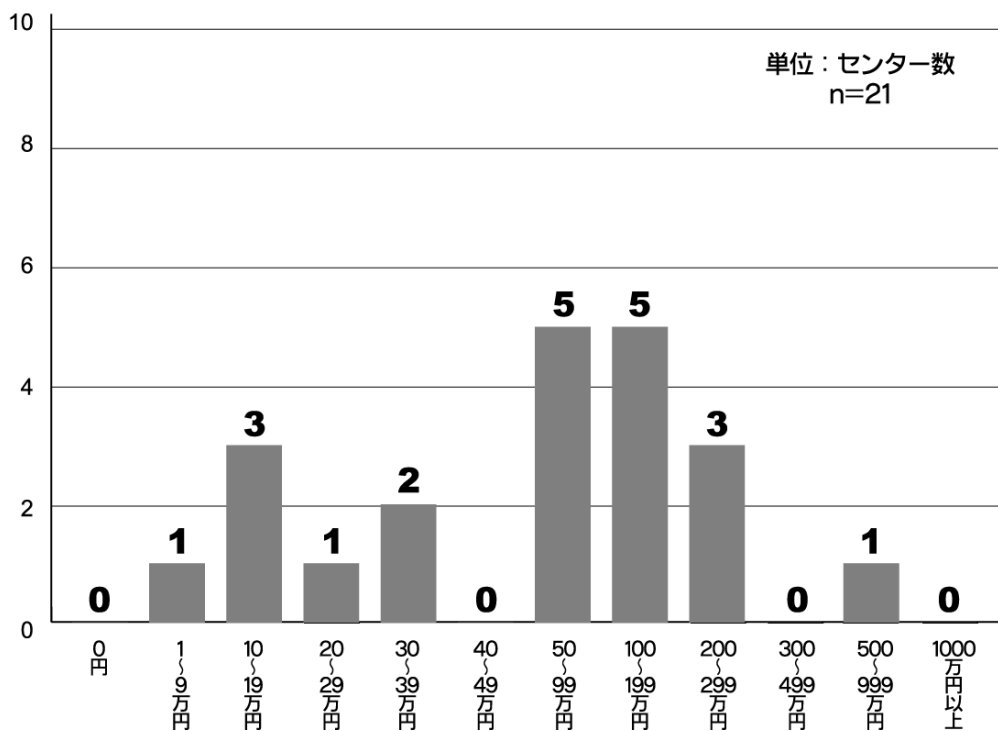
- ・ 泥だし、たたみ上げなどのぬれたごみ処理、ごみ分別の補助、掃除、避難所での相談活動。
- ・ 家屋内の片付け、清掃、家財道具の搬出、土砂搬出、各種相談。
- ・ 家屋内外の土砂撤去等。
- ・ 土砂の片付け、ゴミ（水没した）の回収。
- ・ 土砂搬出、家屋内外の清掃、避難所支援、災害ボランティアセンター運営支援。
- ・ センタースタッフ、土砂撤去、土のう結、側溝掃除、流木の片付け、カベ洗い、小屋の掃除、整地、賄い。
- ・ 土砂、泥の撤去、運搬、掃除、清掃、片付け、家具・家財・畳の移動など。
- ・ たたみ上げ、床上げ、家財移動、消毒、石灰散布。
- ・ 被災世帯での床上、床下清掃、炊き出し等。

- ・ 屋内外の清掃。
- ・ 土砂、家財搬出、清掃。
- ・ 土砂の運び出し、家具の運び出し、ボランティア支援、災害救援物資の配分等。
- ・ 家具、畳の搬出、搬入、掃除。
- ・ 土砂、家具などの搬出及び清掃、ゴミの分別。
- ・ 住居の後片付け、家具・畳搬出作業。
- ・ 被災地での後片付け、掃除、貴重品搜索。
- ・ 要援護者宅への給水活動，公共浴場施設での要援護者の入浴介助，給水拠点支援，行政機関の紹介（井戸水検査，健康相談 等）や民間（福祉）業者に関する相談等。
- ・ ニーズ把握、飲料水の配布、生活用水の給水、配水。
- ・ 生活復旧活動（家に飛び込んだ瓦等の撤去及び家具等の運び出し等）。但し、危険を伴う屋根での瓦撤去や屋根へのブルーシート張りなど、住民や行政等からの要望はあったが実施していない。
- ・ 土砂撤廃。

4 . 運営資金について

(1) 設置運営に使われた資金総額

図 12 災害ボランティアセンターの設置・運営に使われた資金総額



- ・ 災害の規模や種類にもよるが、センターの運営・設置には、「40万円未満」もしくは「50～300万円」資金を使った回答の二つに分かれる。
- ・ 資金の調達先は、設置時は「市区町村社協の通常経費」が多く、運営時には「共同募金会の助成金」を活用したセンターが多い。また、設置時に「基金」を活用したセンターが昨年に比べて多い。

(2) 設置に使われた資金額

設問

問2-1 災害ボランティアセンターの「初動時の立ち上げ資金」について、調達先と調達金額をお答えください(複数回答)。

図13 災害ボランティアセンターの設置時に使われた資金額

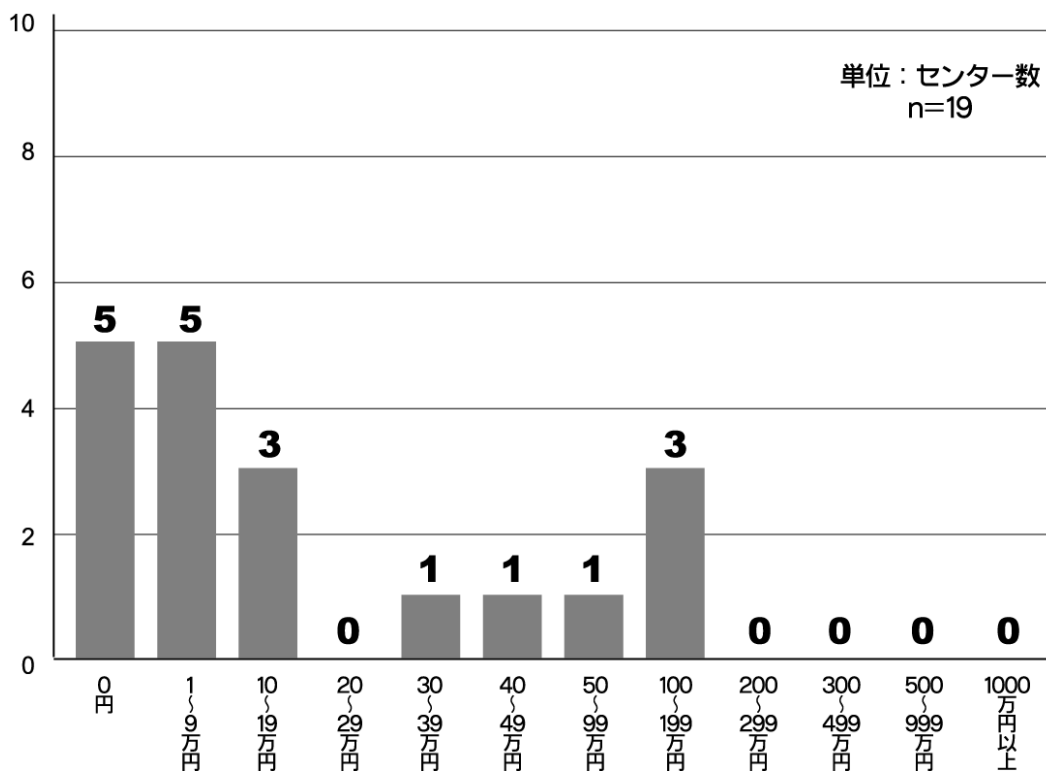
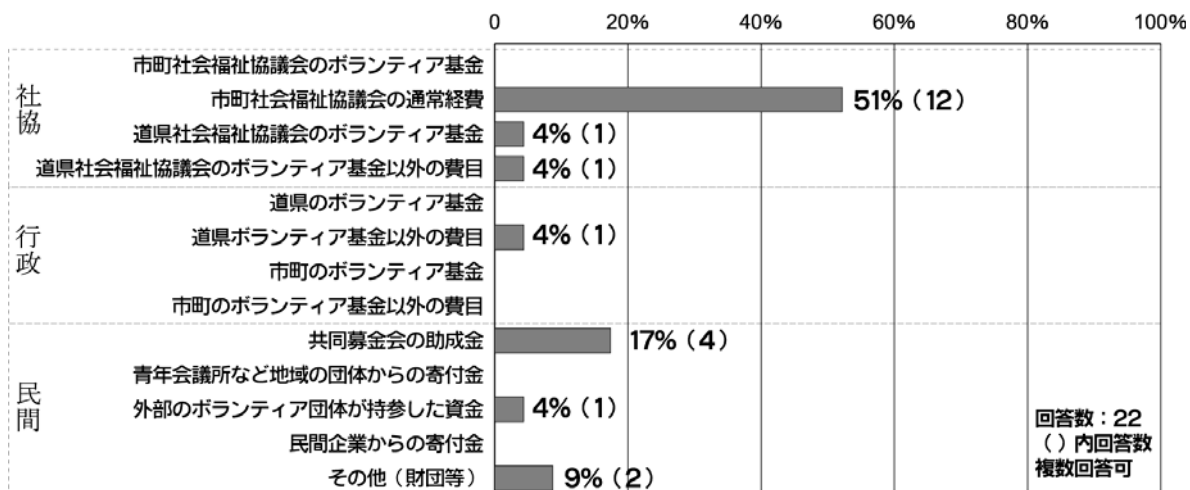


図14 設置時の資金調達先(複数回答可)



(3) 運営に使われた資金額

設問

問2-2 災害ボランティアセンターの「立ち上げ後の運営資金」について、すべての調達先と調達金額をお答えください(金額については概数で結構です)。

図15 災害ボランティアセンターの運営時に使われた資金額

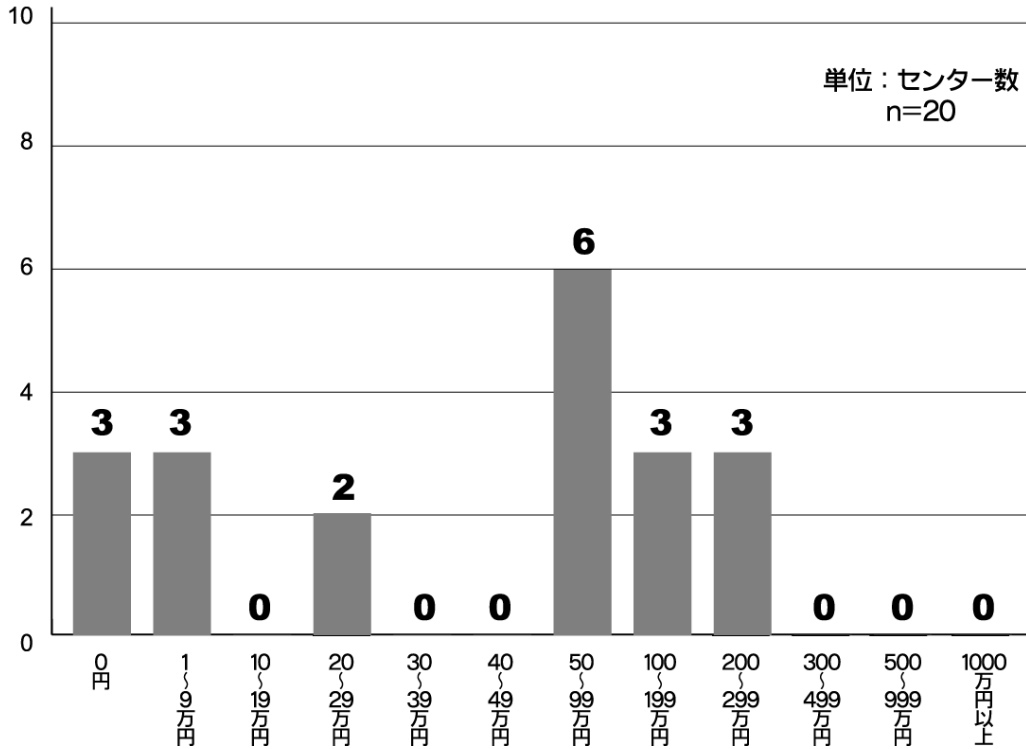
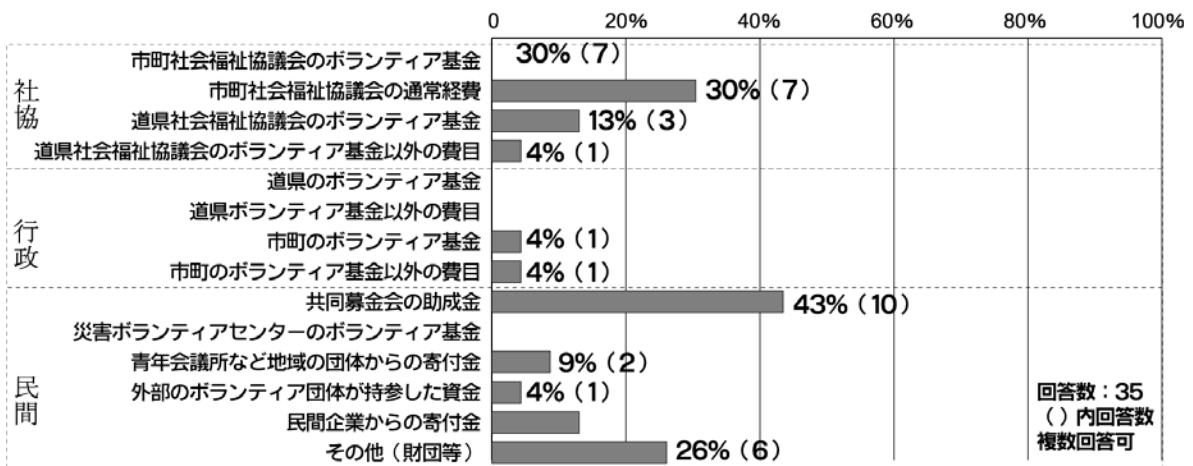


図16 運営時の資金調達先(複数回答可)

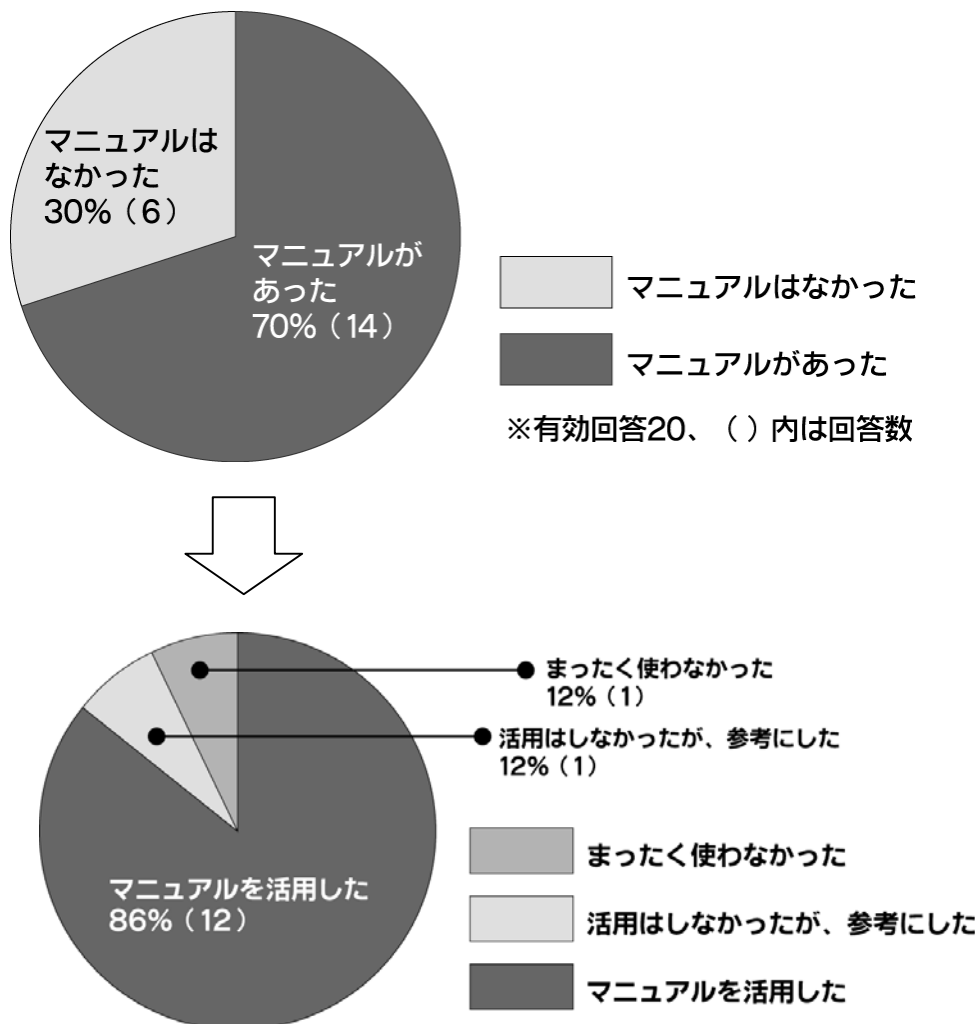


5 . 設置運営に使われたマニュアルについて

設問

問3 - 1 今年度の災害ボランティアセンター設置・運営にあたり、マニュアルはありましたか。

図 17 災害ボランティアセンターで使われたマニュアル



- ・ 7割のセンターに設置・運営のマニュアルがあった。
- ・ そのマニュアルがあったセンターの内、約9割のセンターがマニュアルを活用した。

以下、自由記載の内容をまとめた。

- ・ 県センター向けのマニュアルは未整備。現地センター支援には、『災害ボランティアセンター立上げ訓練ワークブック』（県社協作成）を活用。
- ・ 昨年度、マニュアル（案）を作成していたため、そのマニュアル（案）と、県社協や、他市町村のマニュアルを参考にした。
- ・ ボランティアニーズを明確に掴むことが出来たため、活動の目的とそのための手段を策定するのにマニュアルなどは特に必要なかった。
- ・ 過去の3度の被災（災害ボランティアセンター）経験をもとにして設置・運営をおこなったが、「断水」はこれまでの災害ボランティアセンター設置・運営と異なるところがあったから。

問3 - 2 「問3 - 1」で「マニュアルがなかった」以外（＝マニュアルを活用した 活用はしなかったが参考にした 使わなかった）をお答えいただいた方にお聞きします。マニュアルの作成主体の名称をご記入下さい。（例：「市社会福祉協議会」、「県」、（NPO法人）など。複数ある場合は、複数列挙してください）

回答のあった14センターの内、9センターより、作成主体についての回答があった。

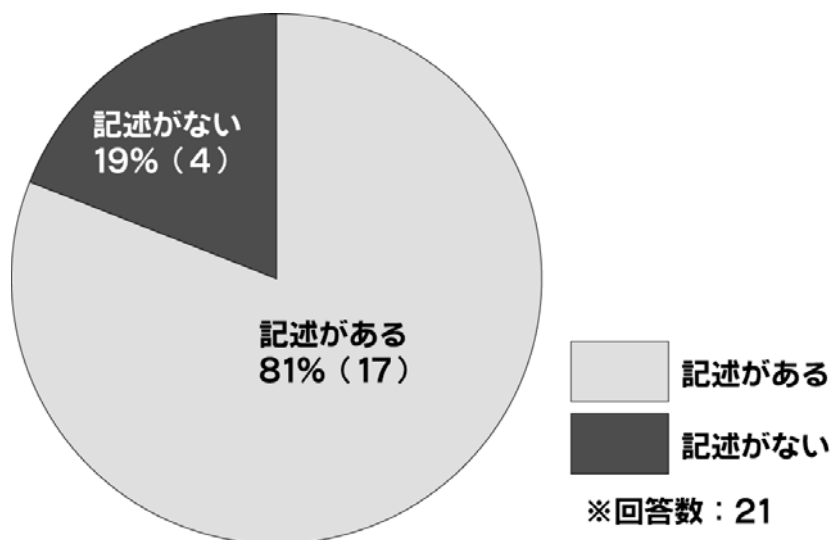
下記、作成主体の一覧をまとめた。

- ・ 県社会福祉協議会（3）
- ・ 県社会福祉協議会
- ・ 市
- ・ 市総合ボランティアセンター運営委員会、市社会福祉協議会、県、市（共同制作）
- ・ 市ボランティアセンター
- ・ 市民災害ボランティアセンター
- ・ 当該市町社会福祉協議会（2）

設問

問3 - 3 災害ボランティアセンターが設置された道県・市町の「地域防災計画」に、ボランティアに関連する記述はありますか。

図 18 道県または市町地域防災計画の中のボランティアに関連する記述の有無



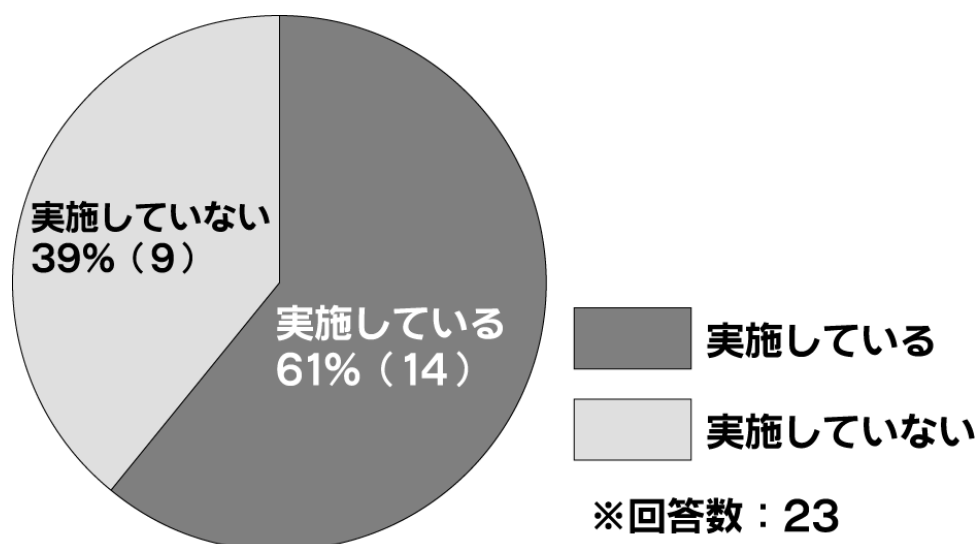
- ・ 平成17年度調査と同様に、災害ボランティアセンターの設置された道県・市町の8割で、地域防災計画にボランティアに関する記述がされている。

6 . 行政とボランティアセンターとの平時からの連携

設問

問4 - 1 災害ボランティアセンターが設置された道県・市町において、災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティアの受付・配分等を視野に入れて防災訓練を実施している例があれば、連携して訓練している主体名とその概要をお答えください（自由記載）

図 19 ボランティアセンターの設置等を防災訓練で実施の有無



- ・ 約 6 割のセンターで、災害ボランティアセンターの設置等を防災訓練で実施している。
- ・ 平成 17 年度調査では、訓練の実施は 1 割であった。今回の調査では、6 割と大幅な増加を示している。

下記、記述回答のあった内容（11/14）を、訓練をしている主体と内容にわけて整理した。

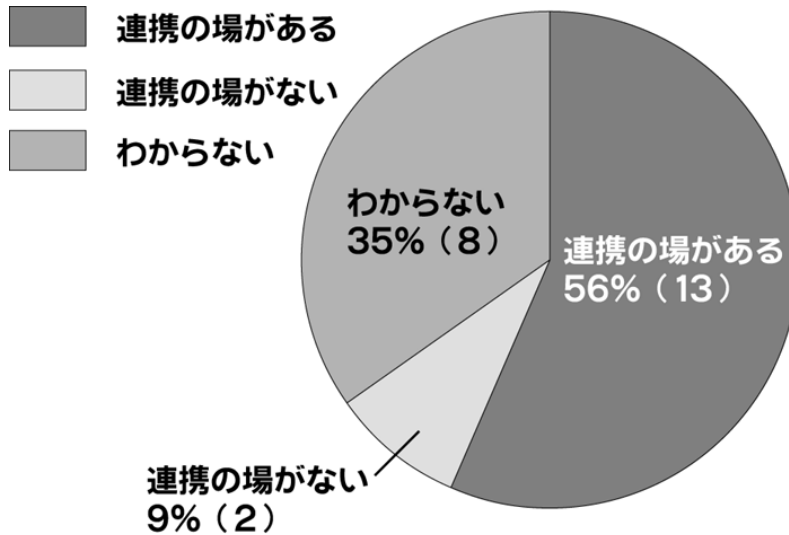
番号	訓練主体	訓練の内容
1	県および市 日本赤十字社県支部 県社会福祉課 訓練開催地市町村社協 上記 4 主体と県社協が連携し訓練を実施	県防災訓練及び総合防災訓練で、県社協及び訓練開始市町村社協が合同で実施する災害ボランティアセンター設置・運用訓練が効果的な訓練になるよう連携・協力。 災害ボランティアセンター設置・運用訓練時に、参加ボランティアへの応急救護訓練指導等を実施。 県社会福祉課：救援物資輸送訓練に参加。 の訓練時に、県社協と役割分担を図りながら災害ボランティアセンター設置・運用訓練を実施。
2	市	市の総合防災訓練の際に災害ボランティアセンターを設置し、啓発を行う
3	町社会福祉協議会、町役場	ボランティアセンター設置、ボランティア受入の訓練（ボランティア登録体験等）
4	町	年 1 回防災訓練実施、災害支援ボランティアセンター立ち上げ訓練

5	市	市防災訓練-第1部大規模地震を想定した訓練、第2部豪雨による土砂災害・水害を想定した訓練
6	市	炊き出し等
7	県、県社会福祉協議会、市役所	県主催の総合防災訓練の一つとして県社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運用の訓練を行う。また、市役所主催の防災訓練は二年に一回行われ、県と同様に災害ボランティアセンターの設置・運営の訓練を行う。
8	行政	行政機関を初めとして、自治会連合会や民生委員児童委員協議会、赤十字奉仕団等と連携し、各々の組織の特性を生かしたシミュレーションを実施
9	行政、市消防、警察、自衛隊、地域にある自主防災組織、各種ボランティア団体、医師会、地方気象台、ライフラインに関する企業、その他の一般企業、一般住民	市民総ぐるみで実施する「市民防災訓練」の場で実施している。この訓練は、訓練を受ける一区画だけでなく、その場に参加できない住民は各地区において訓練を実施している。災害救援ボランティア本部の設置運営訓練は、住民への情報、手段等を周知する場にもなり、実際活動する際の、目で見える資料、体で覚える資料といった形となっている。
10	県	県総合防災訓練においてボランティア活動ブースを担当。行政では対応できないボランティア受付やニーズ調査、避難所でのボランティア活動等を行った。
11	県	県総合防災訓練における災害ボランティアセンター現地救援本部設置及び、ボランティア活動（被災地を想定したホテル、スーパー、病院、宅老所等）

設問

問4 - 2 防災を目的とした、自治体とボランティア団体等との連携の場（協議会等）を設置されていますか。設置されている場合、その構成員と事務局となる主体をお答えください。

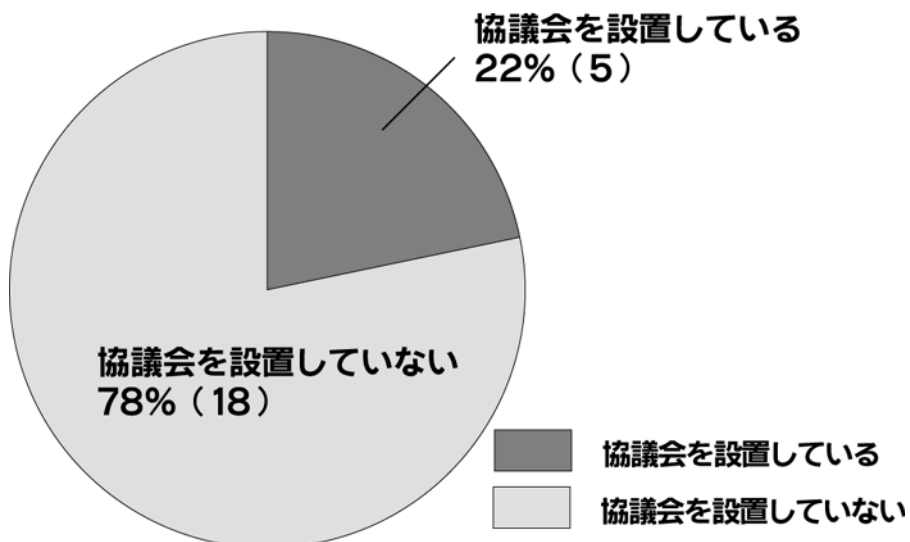
図 20 防災を目的とした自治体とボランティア団体等との連携の場設置の有無



- ・ 訓練と同様に、平成 17 年度の調査で 1 割であった連携の場が 6 割近くまで増えている。

問4 - 3 防災を目的として、自治体とボランティア団体等との連携の場（協議会等）を設置していますか。設置されている場合、その構成員と事務局となる主体をご記入下さい。

図 21 協議会設置の有無



回答の詳細は下記の表に、構成員と事務局にわけて整理した。

番号	協議会の構成員（組織等）	事務局
1	県関係各課、ＪＣ県ブロック協議会、市町村社協代表者、 災害ボランティア団体代表者	県社会福祉協議会
2	県社会福祉課、県共同募金会、日赤県支部、ボランティア 団体、市町村社協、県社協	県危機管理防災課
3	県危機管理課、市町村行政担当者、自主防災組織団体、県 社協	県社協ボランティアセンター
4	市内各種企業・団体	市ボランティアセンター
5	行政、市社協、企業及び各種ボランティア団体、個人等	市社会福祉協議会